

# 島根県建設副産物処理要領

平成 16 年 4 月  
平成 19 年 4 月一部改正

島 根 県 総 務 部  
島根県 農林水産部  
島 根 県 土 木 部

# 島根県建設副産物処理要領

## 1. 目的

この要領は、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)、 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。 )の制定及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。 )、 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「ラージリサイクル法」という。 )の改正に加え平成14年5月30日より「建設リサイクル法」が完全施行されたこと等を踏まえ、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を、発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、建設廃棄物の発生抑制、循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)の促進、適正処理の徹底及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

## 2. 用語の定義

用語の定義は次に定めるところによる。

- (1)「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。  
その種類としては、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。 )及び陶磁器くず」、又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」や「工事現場外に搬出される建設発生土」などがある。
- (2)「指定副産物」とはラージリサイクル法第2条第13項で再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして業種別に定められたものをいう。建設業では、発生量が多く、再生資源の利用が現状において可能なものとして、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が指定されている。
- (参考)  
建設工事業業者(建設業に属する事業を行う者)は、請負契約の内容および指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地条件等を勘案し、再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係る再生資源の利用を促進する必要がある。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令3)
- (3)「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂(浚渫土を含む)をいい、「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物には該当しない。
- (4)「建設発生木材」とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って発生する木くずをいう。
- (5)「建設汚泥」とは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。
- (6)「建設汚泥処理土」とは、建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたものをいう。
- (7)「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物(廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう)に該当するものをいう。
- (8)「建設資材」とは、土木建築に関する工事(以下「建設工事」をいう)に使用する資材をいう。
- (9)「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。

具体的には、解体工事によって生じたコンクリート塊、建設発生木材等や新築（新設）工事によって生じたコンクリート塊、木材の端材等である。土木工事に伴う伐採木や伐根等については、「資材」ではないため建設資材廃棄物には当たらない。

建設資材廃棄物のうち、建設事業者が工作物の新築、改築、除去に伴い排出するものは産業廃棄物であるが、個人が請負契約によらないで建設工事を自ら施工する場合（自主施工者の場合）に排出する廃棄物は一般廃棄物に分類される。

(10)「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為

二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

(11)「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む）。

二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。

(12)「再生資源」とは、建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することのできるもの又はその可能性があるものをいう。

(13)「再生資材」とは再生資源のうち再生資源化施設等で製造された資材をいう。

(14)「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。

(15)「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

(16)「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するものをいう。

一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く）ができる状態にする行為。

二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

なお、最終処分を前提とした破碎や、熱回収をしない焼却を前提としたチップ化は「再資源化」にあてはまらない。

(17)「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。

(18)「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

(19)「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。

一 コンクリート

二 コンクリート及び鉄から成る建設資材

三 木材

四 アスファルト・コンクリート

(20)「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

(21)「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。

木材が廃棄物となったもの

- ( 2 2 ) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- ( 2 3 ) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- ( 2 4 ) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、「ラージリサイクル法」に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- ( 2 5 ) 「再生資源利用促進計画」とは、「ラージリサイクル法」に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- ( 2 6 ) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう。
- ( 2 7 ) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- ( 2 8 ) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- ( 2 9 ) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者及び下請負人をいう。
- ( 3 0 ) 「建設業者」とは、建設業法第 2 条第 3 項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- ( 3 1 ) 「解体工事業者」とは、建設リサイクル法第 2 1 条第 1 項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む）を営む者をいう。
- ( 3 2 ) 「一般廃棄物」、「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第 2 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項で定めるものをいう。（図 - 2 参照）
- ( 3 3 ) 「産業廃棄物処理業者」とは、知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業、並びに産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けて、業として行うことができるものをいう。
- ( 3 4 ) 「自ら利用」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和 4 6 年 1 0 月 2 5 日付け環整第 4 5 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知）の記第 1 の 1 に規定されているとおり、産業廃棄物の有用性を高め、その利用用途に応じた適正な品質を有し、他人に有償売却できる性状にしたものを占有者が使用することをいう。この占有者とは、産業廃棄物の排出事業者であり、建設工事の場合、工事の元請業者である。同一発注者の工事であっても元請業者が異なる他現場（他工区）での利用は「自ら利用」には該当しない。
- なお、同一元請業者が「自ら利用」する場合は、利用工事及び利用場所については廃棄物処理法上は特段の制限はない。
- また、発生工事と利用工事の発注者が異なっても排出事業者と利用工事元請業者が同一であれば発注者の承諾を得て適切な品質管理を行うことにより「自ら利用」が可能である。ただし、「自ら利用」は「有償売却」に比較して「有用物」であることの客観的な証明は難しいので、その利用が産業廃棄物の不適正な処分とみなされないよう、必要に応じて事前に環境部局に協議する必要がある。
- ( 3 5 ) 「再生利用指定制度」とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を容易に行えるようにするものである。
- 「再生利用指定制度」には、「個別指定」と「一般指定」がある。
- ( 3 6 ) 「個別指定」とは、指定を受けようとする者の申請を受け、都道府県知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、再生利用業者を指定する。再生利用業者

には、再生輸送業者と再生活用業者があり、建設工事において、元請業者の異なる他の工事から排出される建設廃棄物の再生活用を行おうとする場合は、利用しようとする元請業者が再生活用業者となり得る。

- (37)「一般指定」とは、都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うものを一般的に指定するものをいう。

### 3. 適用範囲

総務部（営繕課）、農林水産部及び土木部が発注する公共工事の内、建設副産物が発生及び、建設副産物を再生資材として活用する建設工事に適用する。

### 4. 発注者の責務と役割

発注者は、下記により、施工者との適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。  
また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。
- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、(3)の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。
- (6) 建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めること。
- (7) 発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めること。
- (8) 産業廃棄物である建設汚泥の処理については、原則として排出事業者である元請業者の責任とされているところであるが、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者が主体となって積極的な需要先の確保に努めること。

特に、工事間利用を行う場合には、再生利用の手続き等を円滑に進めるため、排出側工事の発注者が発注前段階から積極的に、県環境部局に事前相談を行うよう努めること。

- (9) リサイクル原則化ルール（「公共建設工事におけるリサイクル原則化ルールの策定について」平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）や建設リサイクルガイドライン（「建設リサイクル推進に係る実施事項について」平成14年5月30日付け国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）の趣旨を踏まえた対応を行うこととする。

## 5. 工事全体の手順

### (1) 工事手順

建設リサイクル法対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。  
また、対象建設工事以外の工事については、の事前通知は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

#### 事前調査の実施

元請業者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

#### 分別解体等の計画の作成

元請業者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

#### 発注者への説明

元請業者は、発注者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

#### 発注及び契約

発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

#### 事前の通知

発注者は、工事着手前に、分別解体等の計画等について、県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に通知する。

#### 下請負人への告知

元請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して通知された事項を告げる。

#### 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

#### 施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

#### 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

#### 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

- 一 建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。
- 二 建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。
- 三 新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

#### 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

#### 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

#### (2) 事前調査の実施

発注者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、元請業者に以下の調査を実施させなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、元請業者に以下の調査の実施に努めるよう指導しなければならない。

工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査。

分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査。

工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査。

残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査。

吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査。

その他対象建築物等に関する調査

#### (3) 元請業者による分別解体等の計画の作成

発注者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、請負業者に以下により計画書を作成させ、説明させなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、請負業者に以下により計画書作成及び説明に努めるよう指導しなければならない。

#### 計画の作成

対象建設工事においては、元請負者に、5(2)の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成させる。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われ、適切な分別解体等の計画を作成させるよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。）第2条第2項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載する必要がある。

#### 建築物に係る解体工事である場合

- 1) 事前調査の結果
- 2) 工事着手前に実施する措置の内容
- 3) 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 4) 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種

類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分  
5) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項  
建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合

- 1) 事前調査の結果
- 2) 工事着手前に実施する措置の内容
- 3) 工事の工程ごとの作業内容
- 4) 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 5) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合

一 解体工事においては、

- 1) 工事の種類
- 2) 事前調査の結果
- 3) 工事着手前に実施する措置の内容
- 4) 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあつてはその理由
- 5) 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 6) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

二 新築工事等においては、

- 1) 工事の種類
- 2) 事前調査の結果
- 3) 工事着手前に実施する措置の内容
- 4) 工事の工程ごとの作業内容
- 5) 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
- 6) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

発注者への説明

発注者は、対象建設工事においては、元請業者に少なくとも以下の事項について、記載した書面により説明を求める。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう指導する。

- 1) 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 3) 工事着手の時期及び工程の概要
- 4) 分別解体等の計画
- 5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

発注者による指導

発注者は、建設リサイクルガイドラインの趣旨に対応した計画の作成等に関



し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

#### (4) 工事の発注及び契約

##### 発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。

なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

##### 契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 1) 分別解体等の方法
- 2) 解体工事に要する費用
- 3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 4) 再資源化等に要する費用

なお、対象建設工事以外の工事においても、請負契約の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

また、上記の1)から4)の事項についても、書面に記載する。

##### 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

発注者は、元請業者が解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をするよう指導しなければならない。

#### (5) 工事着手前に行うべき事項

##### 発注者による通知等

対象建設工事の発注者は、工事に着手するまでに、分別解体等の計画等について、別記様式(様式-4)による通知書により県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市町村長に通知しなければならない。

##### 受注者からその下請負人への告知

発注者は、対象建設工事の施工者が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市町村長に対して通知された事項を告げるよう指導しなければならない。

##### 元請業者による施工計画の作成

発注者は元請業者に、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成するよう指導しなければならない。

元請業者には、施工計画の作成に当たって、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画(ラージリサイクル法第10条関係省令第8条第1項及び同法第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合)、建設廃棄物処理計画を作成させなければならない。なお、再生資源利用促進計画を作成している場合は、建設廃棄物処理計画書を兼ねることができる。

#### (6) 工事現場の管理体制等

発注者は、対象建設工事の施工に先立ち、請負業者に下記管理体制等をとるよう指導し、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に

基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

#### 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

#### 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

#### 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

#### 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

### (7) 工事完了後に行うべき事項

#### 完了報告

発注者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、元請業者に以下の事項を発注者へ書面で報告させるとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう指導しなければならない。

- 1) 再資源化等が完了した年月日
- 2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 3) 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者に、上記の1)から3)の事項を発注者へ書面で報告させるとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成のうえ保存に努めるよう指導なければならない。

#### 記録の保管

発注者は、元請業者に、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握させるとともに、それらの記録を1年間保管するよう指導しなければならない。

## 6. 設計段階におけるリサイクルの検討

発注者は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うために、建設事業の設計段階において、工事における建設副産物の発生、減量化、再資源化等を把握しなければならない。

検討は予備設計、概略設計、詳細設計時に行うものとし、リサイクル計画書（様式-5、様式-6）を作成する。

なお、業務委託により設計を行う場合は、業務の受注者にリサイクル計画書を作成させるものとする。

## 7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進

発注者は、指定副産物及び建設汚泥の利用を促進するため以下のとおり当該工事現場

における分別及び破砕、改良による再生利用並びに再資源化施設の活用に努めることとする。

なお下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に当該工事現場における分別及び破砕、改良による再生利用並びに再資源化施設の活用に努めることとする。また、再資源化施設の活用には十分な処理能力を有し、かつ所要の品質が確保される施設を活用することとする。

#### (1) コンクリート塊及び建設発生木材、建設汚泥の現場内での再生利用

現場内でコンクリート塊の再生利用を行うためには、予想発生量、利用先、予想使用量、中間処理の方法、発生資源の種類、仮置ヤード、騒音・振動・粉じん対策等について再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の作成等により十分な計画を立てる必要がある。(参考:「既設構造物取壊しコンクリートガラの埋戻し材料への製造工程例」表-3)

- 一 仮置ヤードは現場の状況に応じ確保すること。
- 二 破砕装置等の決定については、コンクリート塊等の有用性を高め他人に有償売却できる性状に破砕できる機械設備(移動式クラッシュマシン等)を選定するとともに、製造効率向上のため、松杭等の不純物を事前に除去するシステムを導入すること。
- 三 騒音・振動・粉じん対策として、現場周辺の状態および風向き等を確認した上で、防音壁、仮囲等の設置を行うこと。

現場内で建設発生木材(伐採木・根株等)の再生利用を行うためには、予想発生量、利用先、予想使用量、中間処理の方法、発生資源の種類、仮置ヤード、騒音・振動対策等について再生資源利用促進計画書等の作成等により十分な計画を立てる必要がある。

なお、森林内で建設工事に伴い発生する伐採木、根株及び末木枝葉を下記のとおり自然還元利用等することは、「自ら利用」に該当するものであり廃棄物として規制する必要のないこととされている。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引されているものとして利用する場合も廃棄物に該当しないこととされており、下記に留意の上できるだけ有効利用を図る必要がある。

- 一 自然還元利用とは、根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合(必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置)。
- 二 建設資材としての利用とは、小規模な土留めとしての利用、水路工における浸食防止としての利用並びにチップ化することによる法面植生基盤材、マルチング及び作業歩道の舗装材として利用する場合。
- 三 根株等が含まれたままのはぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合。
- 四 製材用材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材として利用する場合。

建設汚泥は、現場内での再生利用を第一に努め、現場内での利用処理が困難なものについては当該現場外での再生利用が図られるよう努めること。そのためには、建設廃棄物処理計画書等の作成により十分な計画を立てるとともに、「自ら利用」や「再生利用指定制度」を積極的に活用するものとし、下記に留意すること。

- 一 建設汚泥を再生利用する場合は、環境基本法に基づく土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しなければならない。
- 二 建設汚泥処理土の品質確認にあたっては、利用用途ごとに設計図書で規定

された要求品質区分への適合等を確認すること。

三 「自ら利用」を行う際は、県環境部局の届出等の手続きは不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した建設汚泥再生利用計画書を作成させるとともに、その実施状況を記録させること。これらの書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環境部局からの求めがあればこれを提出すること。

四 「自ら利用」、「再生利用指定制度」を活用した場合には、マニフェストが不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した建設汚泥リサイクル伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

五 発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを建設汚泥再資源化等実績書を元請業者に作成させ、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと併せて発注者に提出させること。

#### (2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、工事現場から40 km 範囲内に再生アスファルト合材プラントが有る場合は、原則として再生アスファルト合材プラントへ優先して搬出すること。

また、中間処理施設であってアスファルト・コンクリート塊から再生アスファルト骨材を製造し、再生アスファルト合材プラントへ継続的に出荷している施設については、同様の扱いとする。

特記仕様書において、受入れ場所、受入れ時間帯、受入れ費用、受入れ条件等を施工条件明示する。

#### (3) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし工事現場から50 km の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の一及び二の条件を共に満たす場合は再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

一 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

二 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

特記仕様書において、受入れ場所、受入れ時間帯、受入れ費用、受入れ条件等を施工条件明示する。

#### (4) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の一から三のいずれかの方法とする。

一 建設汚泥処理土として再生利用するため、他の建設工事現場に搬出する。

（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が必要な場合に限る）

二 搬出元の建設工事や他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用するため、再資源化施設に搬出する。

三 製品化する（建設汚泥処理土以外の形で再生利用する）ため、再資源化施

設に搬出する。

ただし、一、三において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、二において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、一、二においては、建設副産物対策連絡協議会で調整済みの場合は、その調整結果を優先する。

(5) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として50kmの範囲内の他の建設工事（民間建設工事を含む）へ搬出する。

建設副産物対策連絡協議会で調整済みの場合は、その調整結果を優先する。

他の建設工事との受入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

## 8. 再生資材等の利用の促進

発注者は、以下のとおり当該工事現場における再生資材等の利用の促進に努めることとする。

(1) 再生砕石等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生資材を利用する。

また、再生砕石等の用途は次のとおりとする。

再生クラッシャーラン（RC-40、30、20）

土木構造物の裏込材及び基礎材、仮道の路盤材料、道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料、建築物の基礎材

再生コンクリート砂（RS）

遮断層、工作物の埋戻し材料及び基礎材、軟弱地盤等の置換材等

再生粒度調整砕石

その他舗装の上層路盤材料

再生セメント安定処理路盤材料

道路舗装及びその他舗装の路盤材料

再生石灰安定処理路盤材料

道路舗装及びその他舗装の路盤材料

注1) 「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。

注2) 道路舗装に利用する場合には、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

(2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

また、再生加熱アスファルト混合物の用途は次のとおりとする。

再生密粒度アスファルトコンクリート（13mm・20mm）

車道、歩道、側道、支道、仮道等の表層用材料

再生粗粒度アスファルトコンクリート（20mm）

基層用材料

再生改質アスファルトコンクリート（20mm）

車道、側道等の表層用材料

再生アスファルト安定処理

アスファルト安定処理工で行う上層路盤材料

(3) 再生木材の利用

再生木材を利用した工法を選択できる場合、工事目的物に要求される品質等を考慮のうえ、原則として、再生木材を利用する。ただし、建設発生木材は極力現場内で再利用し建設副産物としての搬出抑制に努めること。

再生木材の主な用途は次のとおり。

植生基盤材料

法面保護の基盤材料

マルチング材料

公園、法面、歩道、中央分離帯などの雑草抑制材料

舗装材料

歩道の表層用材料

木製構造物

木柵、暗渠用などの材料

木質ボード

パーティクルボードやファイバーボードなど建築用材料

調湿用材料

床下用の調湿木炭

(4) 建設発生土および建設汚泥処理土等の利用

工事現場から50 kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥処理土を搬出する他の建設工事（民間建設工事を含む）もしくは改良土、建設汚泥処理土を製造する再資源化施設やストックヤードがある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土等を利用する。

また、建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

建設汚泥処理土は工事間の利用促進を図るため、建設発生土と同様に情報交換システム等を活用し利用側工事の確保に努めるとともに、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入にあたっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を建設汚泥の工事間利用に関する確認書（様式-7）を取り交わすこと。

(5) 適用基準

適用基準は次のとおりとする。

鳥根県公共工事共通仕様書

公共建築工事共通仕様書

舗装再生便覧（日本道路協会）

建設発生土利用技術マニュアル（土木研究センター）

コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）

（平成6年4月11日付け建設省技調発第88号）

発生土利用基準

（平成18年8月10日付け国土交通省国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

建設汚泥処理土利用技術基準

（平成18年6月12日付け国土交通省国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）

(6) 再生砕石等、再生アスファルト混合物の確保が出来ない場合の取扱い

再生砕石等、再生アスファルト混合物の利用にあたっては、再資源化施設側と供給状況等について調整を行うものとし、品質及び供給の確保が出来ない場合は以下により新材により施工できることとする。

- 一 供給の確保ができない場合とは、再生材使用時において、再生材使用地点から半径40 kmの範囲内に再資源化施設に再生資材が無い場合、または在庫があっても別途工事での利用が確定している場合等をいう。
- 二 元請業者には、再生材使用地点から半径40 km範囲内の再資源化施設からの入手に努めさせるものとし、供給の確保が出来ない場合には、1社以上からの不在庫証明書等を添付した承諾書に、新材利用への変更理由を記入して監督職員へ提出させる。
- 三 監督職員は、元負業者からの提出書類、管内における再生材の生産状況、使用状況、在庫状況等から総合的に勘案して再生材の供給の確保ができないと判断できる場合には、新材に切り替える設計変更を行うこととし、元請業者にその旨指示するものとする。

(7) 災害復旧工事を施工する場合の取扱い

災害復旧工事については、緊急を要する場合に限り、本項の原則として再生資材を利用することの適用の対象外とする。

## 9. 建設発生土の処理

(1) 搬出の抑制

発注者は、建設工事の施工に当たっては、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用促進

発注者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により新材の利用を極力抑え、工事間の利用の促進に努めなければならない。

(3) 搬出

発注者は、建設発生土の搬出に当たっては、工事特記仕様書に、搬出先、搬出量、品質、搬出時期等を明記し、すべて指定処分とする。

指定処分

指定処分とは、発注者が請負者に搬出する場所を指定して処理するものを行い、次のA～Eの順序で検討し、処分方法を指定する。

(A) 工事間利用

50 kmの範囲内にある工事間利用を図る。

(B) 公用地等に仮置き

先行取得した公用地等に後年度で必要となる盛土材を仮置きする。

(C) 公的な残土受入れ機関等へ搬出

自治体あるいは協同組合等が管理・運営する受入機関へ搬出する。

(D) 発注者が指定する受入れ地へ搬出

(E) 請負者が確保する受入れ地へ搬出

指定処分(A)～(D)のいずれも適用出来ない場合において、請負者が確保する受入れ地へ搬出する。この場合、残土を有効利用することができ、自然環境を損なうことのないよう、下記事項に十分配慮すること。

- ・関係法令等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われること。
- ・妥当な跡地利用計画があること。
- ・里山等の自然環境を損なうものでないこと。

- ・安全管理や環境配慮等が十分になされていること。
- ・周辺住民の苦情等がないこと。

#### 自由処分

自由処分は行わないものとする。

#### (4) 搬入

発注者は建設発生土の搬入に当たっては、工事特記仕様書に、搬入先、搬入量、品質、搬出時期等を明記し指定する

#### (5) 受入地での埋立及び盛土

発注者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きのほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。

#### (6) 汚染土壌等への対応

建設工事の施工にあたり、廃棄物混じり土および汚染土壌が発生した場合は、その工事区域を所管する関係機関（保健所等）へ通報するとともに現場保全し、関係機関と協議のうえ廃棄物処理法、土壌汚染対策法の規定を遵守し適正に処分するものとする。

#### (7) 適用基準

建設発生土の処理における適用基準は次のとおりとする。

建設発生土の処理について（平成 16 年 10 月 25 日付け技第 438 号）

### 10 . 建設廃棄物の処理

#### (1) 処理方法

発注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づいて行なうこととし、廃棄物処理法に定められた「排出事業者処理責任の原則」により、排出事業者（元請業者）が自ら処理するか、又は必要な費用を支払って、法に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、処理するよう指導しなければならない。

また、他の工事現場で建設廃棄物を利用する場合は、上記の許可を受けた業者、または再生利用指定制度の指定を受けた業者に処理させなければならない。

#### (2) 保管基準

発注者は、排出事業者（元請業者）に建設廃棄物の収集運搬を行うまでの間建設廃棄物を保管させる場合には、下記の保管基準に従わせなければならない。

保管場所の構造等の基準

##### 1) 囲いの構造

廃棄物の過重が直接かかる場合は囲いの構造体力上の安全性の確保（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震力等）

##### 2) 保管場所の掲示板

###### 一 掲示板の寸法

- ・ 60 cm × 60 cm 以上

###### 二 表示すべき事項

- ・ 保管の場所であること
- ・ 廃棄物の種類
- ・ 管理者の名称、連絡先（管理を担当する課係名、電話番号）
- ・ 最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

3) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透（底面を不浸透性材料）、悪臭発散防止  
保管高さの制限（屋外で容器に入れずに保管する場合）（図 - 4）

##### 1) 廃棄物が囲いに接しない場合



- ・ 囲いの下端から勾配 5 0 % 以下
- 2 ) 廃棄物が囲いに接する場合
  - ・ 囲いの内側 2 m までは、囲い高さより 5 0 cm 以下
  - ・ 2 m 以上は、2 m 線から勾配 5 0 % 以下
- ( 3 ) 処理区分
 

発注者は、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合は、指定処分とし、法に基づく許可を受けた処理施設（再資源化施設、最終処分場等）を指定する。  
また、特記仕様書（別紙 2）で廃棄物の種類、処理施設の概要等を明示する。
- ( 4 ) 処理の委託
 

発注者は、建設廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者（元請業者）に運搬と処分について、それぞれの許可業者と各々書面による委託契約を徹底させるため、排出事業者（元請業者）から委託契約書の写しを提出させなければならない。
- ( 5 ) 処理の確認
 

発注者は、建設廃棄物の流れを確認するため、建設工事完成時に排出事業者（元請業者）に廃棄物処理法で義務付けられたマニフェスト（D 票及び E 票）の写しを提出させ、適正に処理されたか確認しなければならない。
- ( 6 ) 処理施設の設置許可
 

発注者は、工事現場の近傍に処理施設がない場合、あるいは大量の建設廃棄物を処理する場合等で、他に適地を選定し処理施設を建設する場合は、事前に「産業廃棄物処理施設」として廃棄物処理法に基づく設置許可を得た上で、法に基づき適切に処分を行わなければならない。  
なお、土地については、農地法に基づく農地転用の許可及び砂防法に基づく行為許可など、他法令による規制があるので、事前に十分調査すること。
- ( 7 ) 建設廃棄物の埋立処分基準
 

発注者は、廃棄物処理法に基づく建設廃棄物の埋立処分にあたって、安定 5 品目は安定型処分場、そうでないものは管理型処分場へ処分し、飛散性アスベスト等特別管理産業廃棄物はそれぞれ適用される処理基準に従って処理しなければならない。
- ( 8 ) 現場での分別の確認
 

発注者は、建設発生土に建設廃棄物が混入しないように分別されているか確認に努めなければならない。  
発注者は、建設廃棄物の受入条件及び処分方法を勘案し、建設廃棄物が分別されているか確認に努めなければならない。

## 1 1 . 設計図書における条件明示と特記仕様書

- ( 1 ) 指定副産物及びその他の建設廃棄物（建設汚泥を再生利用する場合を除く）を処理する場合は、9 . 建設発生土の処理（ 3 ）及び 1 0 . 建設廃棄物の処理（ 3 ）( 4 ) に基づき特記仕様書（別紙 1、別紙 2）に記載する。
- ( 2 ) 建設汚泥を再生処理するため搬出する場合は、搬出先・受入工事名、処理量、品質区分、品質基準、利用用途等を特記仕様書（別紙 6）に記載する。
- ( 3 ) 再生砕石等、再生アスファルト混合物再生資材、再生植生基盤材、改良土の使用については、使用する資材、規格、使用箇所等について特記仕様書（別紙 3）に記載する。
- ( 4 ) 建設汚泥処理土を利用する場合は、搬入先・搬出工事名、利用量、品質区分、品質基準、利用用途等を特記仕様書（別紙 6）に記載する。
- ( 5 ) 建設リサイクル法の対象工事となる場合は、分別解体の方法、搬出先となる再資源化施設の条件、完了報告の義務を特記仕様書（別紙 5）に記載する。

## 12. 積算上の取扱い

### (1) 再生資材の利用

再生資材の単価は建設工事積算基準第8巻第16編「単価」によるものとし、記載されていない再生資材の単価は見積りに基づき決定する。

再生資材の工事現場への搬入に必要な経費(積込み及び運搬費用)については、建設工事積算基準書(建築工事においては「公共建築工事積算基準」以下同じ。)に基づき計上する。

工事発注後、やむを得ない事情により新材を使用するようになった場合は設計変更を行う。

再生資材単価を見積りにより決定した場合で、工事現場から40kmの範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、再生資材単価(工場渡しまたは工事現場渡し)及びその他必要な経費(積込み及び運搬費用)の合計額の比較により決定する。

### (2) 建設廃棄物の処理

再資源化施設及び最終処分場の受入単価は「建設廃棄物受入単価」によるものとし、記載されていない再資源化施設及び最終処分場の受入単価は見積りに基づき決定する。

建設廃棄物の再資源化施設及び最終処分場への搬入に必要な経費(積込み及び運搬費用)については、建設工事積算基準に基づき計上する。

なお、建設発生木材(伐木・除根材を含む)については、「建設発生木材の取扱いについて」(平成17年3月14日付け技第713号)に基づき計上する。

複数の再資源化施設及び最終処分場がある場合は、受入れ費用及びその他必要な経費(積込み及び運搬費用)の合計額の比較により決定する。

工事現場の近傍に処理施設がない場合で、他に適地を選定し処理施設を設置する場合は、積込費、運搬費のほか、施設費、補償費及び整地費を計上することができる。

当初明示した条件に変更が生じた場合は、変更対象とする。

### (3) 建設発生土の搬出(指定処分)

建設発生土を他の建設工事(民間工事を含む)へ搬出する場合は、原則として発生当該工事で積込み、運搬費までを計上する。

ただし、流用先工事と調整された場合はこの限りではない。

流用先工事の工程等により、ストックヤード等に仮置きが必要となる場合は、発生当該工事でストックヤード等の借地料等の経費を必要に応じて計上すること。

工事間流用できない建設発生土の場合は、積込費、運搬費、整地費(ハナカキ又は押し土等)のほか、処分地等の補償費及び施設費を必要に応じて計上する。

当初明示した条件に変更が生じた場合は、変更対象とする。

### (4) 建設汚泥の再生利用

建設汚泥については、利用側の求める品質等を満足させるために必要な改良費用及び利用側工事現場までの運搬費用を、排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。

改良にかかる経費は見積り等により決定する。

当初明示した条件に変更が生じた場合は、変更の対象とする。

## 13. 施工計画における取扱い

発注者は、元請業者に、再生資源利用計画(様式-1)および再生資源利用促進計画(様式-2)、建設廃棄物処理計画(様式-3)を作成し、施工計画書に含めて提出させる。

再生資源利用促進計画および再生資源利用計画の作成は、ラージリサイクル法、第10条関係省令第8条第1項及び同法第18条関係省令第7条第1項に定める規模（別紙4）以上の場合とする。

なお、再生資源利用促進計画を作成している場合は、建設廃棄物処理計画書を兼ねることができるものとする。

また、再生資源利用促進計画、再生資源利用計画及び廃棄物処理計画の実施状況を提出させ、発注者として建設副産物が適切に処理されたことを確認するとともに、記録を保存する。（なお、ラージリサイクル法では、請負業者は記録を工事の完成後1年間保存することが義務付けられている）

#### 14. 適用

この要領は平成16年4月1日から適用するものとする。

第1回改訂 平成19年4月1日

図 - 1 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

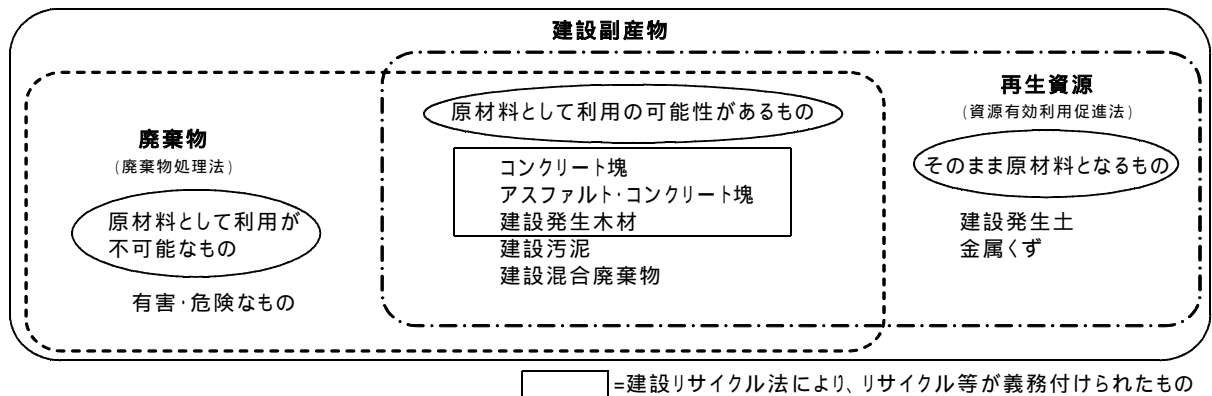
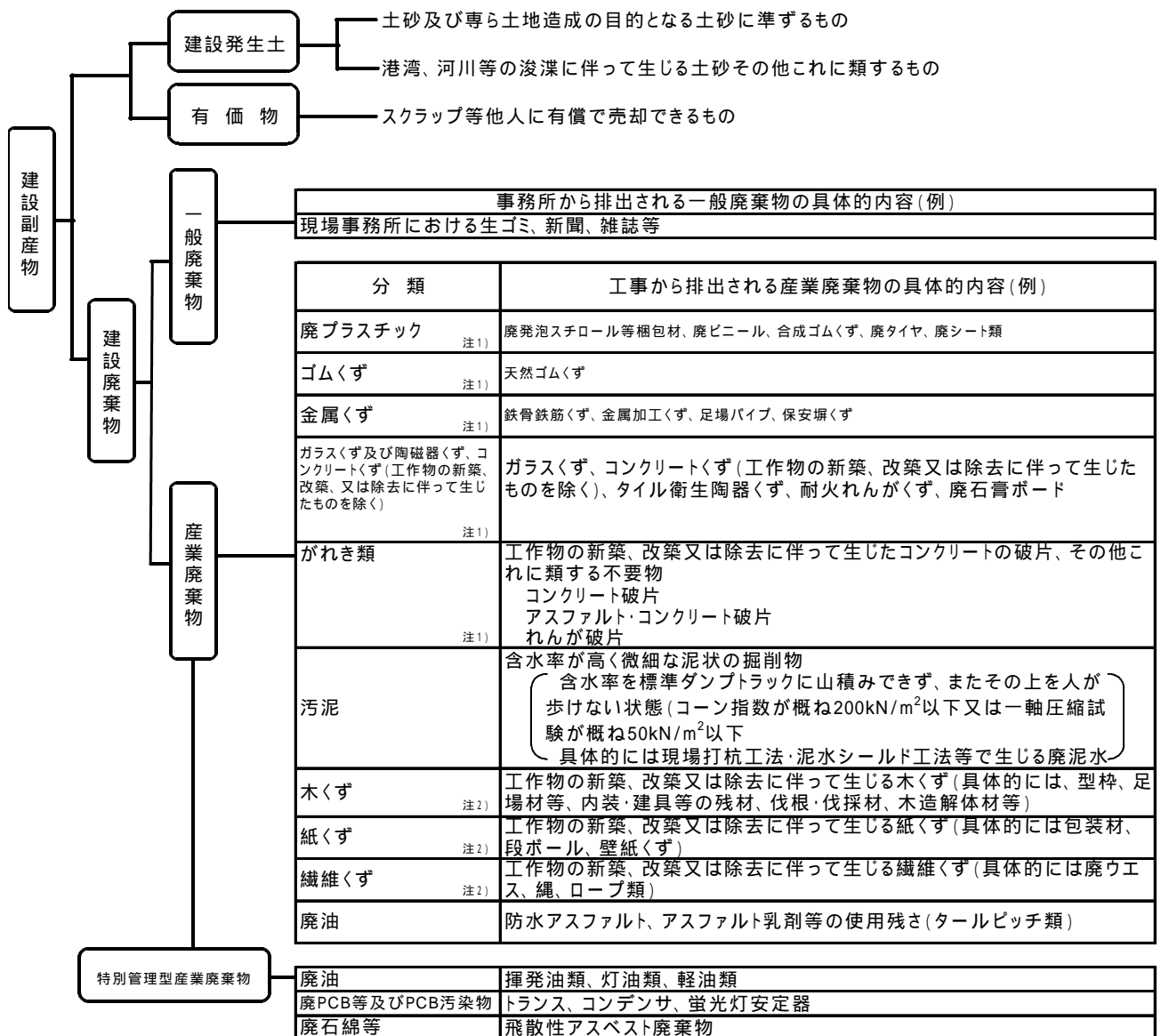


図 - 2 建設副産物の具体例



注1) 安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし、石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)は除く。

注2) 建設工事に関する廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴わない木くず(街路樹の剪定枝葉、堤防の除草による草、ダムの流木等)、紙くず、繊維くずは一般廃棄物になる。

図 - 3 最終処分場概念図

出典：「産業廃棄物処理ハンドブック」（ぎょうせい）

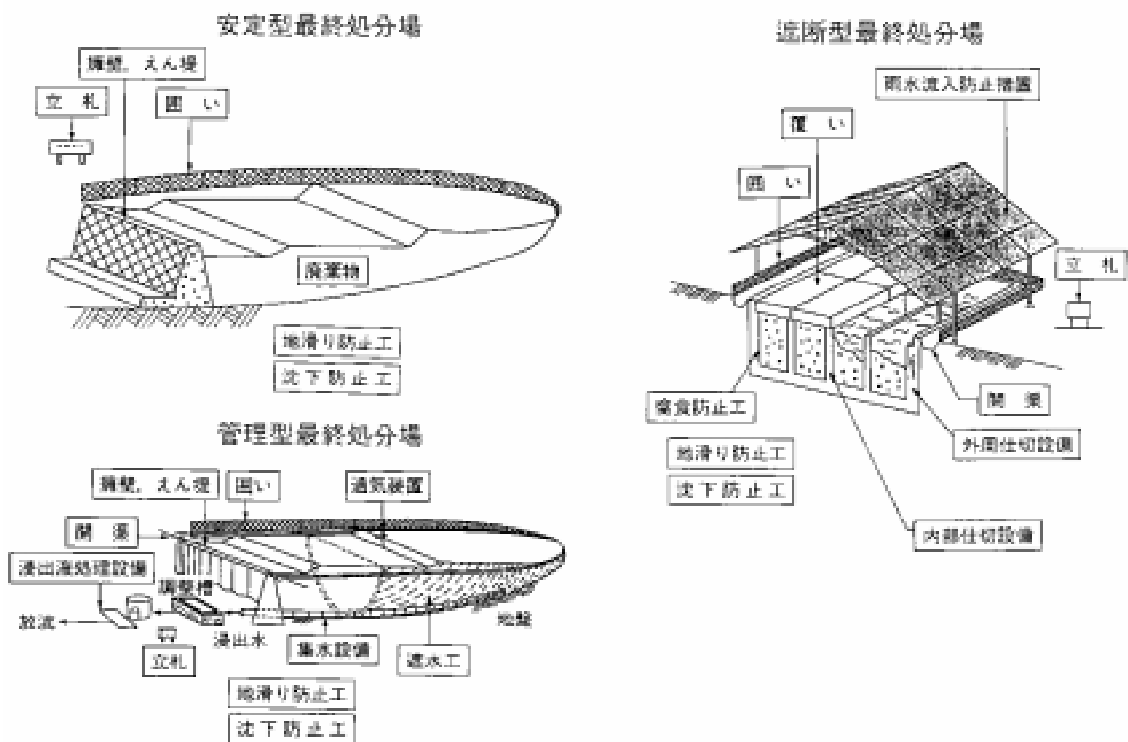


図 - 4 産業廃棄物保管高さの制限

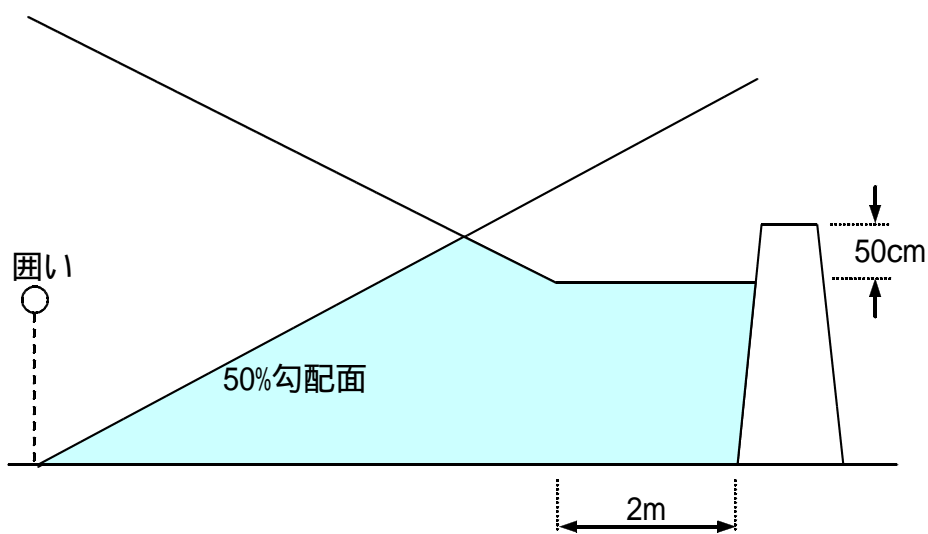


表-1 許可を必要とする主な産業廃棄物処理施設

処理施設名	規 模
汚 泥 の 脱 水 施 設	処理能力10m <sup>3</sup> /日を越えるもの (石灰で発熱、水和する施設を含む)
汚 泥 の 乾 燥 施 設	処理能力10m <sup>3</sup> /日を越えるもの (天日乾燥は100m <sup>3</sup> /日を越えるもの)
汚 泥 の 焼 却 施 設	処理能力5m <sup>3</sup> /日を越えるもの 処理能力200kg/時以上のもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力5t/日を越えるもの (排土事業者設置の移動式に限る)当分の間適用外)
産業廃棄物の焼却施設 (木くず、紙くず等)	処理能力200kg/時以上のもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
安 定 処 分 場	全て
管 理 型 処 分 場	全て

処理施設の設置にあたっては、廃棄物対策課又は所管する健康福祉センター(保健所)に問い、合わせる。

表-2 処分場の型式と処分できる廃棄物

処分場の型式	処分できる廃棄物
安 定 処 分 場	廃プラスチック類(自動車等廃棄物 廃プリント配線板 廃容器包装(有害物質又は有機性の物質が混入・付着したものを除く。)、ゴムくず、金属くず(自動車等廃棄物 廃プリント配線板 鉛蓄電池の電極 鉛製の管又は板 廃容器包装を除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず(自動車等廃棄物 廃ブラウン管 廃石膏ボード 廃容器包装を除く。)、がれき類
管 理 型 処 分 場	廃プラスチック類 ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 廃タイヤ(リッチに限る)、紙くず、木くず、繊維くず、動物糞尿、動物の死体、燃えかす、ばいじん、汚泥、鋼丸等
遮 断 型 処 分 場	有害な燃えかす、ばいじん、汚泥、鋼丸等

表-3 既設構造物取壊し、コンクリートガラ埋戻し材料への製造工程例

施工フロー	場 所	使用機械設備
既設構造物取壊しおよび小割)	既設構造物取壊し位置	大型ブレーカ(1.9m <sup>3</sup> 級) 二方(1.9m <sup>3</sup> 級) バックホウ タンクトラック
再生土製造	場内仮置場付近	バックホウ(0.7m <sup>3</sup> 級) クラッシュマシン (160PS移動式)
仮置き	場内仮置場	バックホウ(0.7m <sup>3</sup> 級)
埋戻し工	躯体埋戻し部 道路側壁部 基礎柵部	大型ブレーカ(1.9m <sup>3</sup> 級) バックホウ(0.7m <sup>3</sup> 級) タンクトラック(11t) 車圧締固め機 (タイヤローラ、振動ローラ等)

# 様式1 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 -

表面

## 1. 工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	担当者	TEL	( )	請負会社名	請負会社コード*2	記入年月日	H. 年 月 日												
					建設業許可または解体工事業登録 号					工事責任者											
					会社所在地					調査票記入者											
					TEL FAX																
工事名		工事種別コード*3		請負金額		千百十 千百十 千円未満四捨五入		左記金額のうち建設廃棄物の再生資源化等に要した費用													
工事施工場所		都 道 市 区 府 県 町 村		住所コード*4		0,000 円 (税込み)		千百十 千百十 千円未満四捨五入													
工事概要等		施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)		工期		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		0,000 円 (税込み)													
								再生資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日													
								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>建築面積</td> <td style="text-align: center;">百 十 千 百 十 十 一</td> <td>階数</td> <td>地上 階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td style="text-align: center;">百 十 千 百 十 十 一</td> <td></td> <td>地下 階</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td colspan="3">                 1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄骨コンクリート造 3.鉄骨造                  4.コンクリート造 5.木造 6.その他                  (数字に をつける)                  1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所                  (数字に をつける) 4.店舗 5.工場 6.倉庫                  7.学校 8.病院診療所 9.その他             </td> </tr> </table>		建築面積	百 十 千 百 十 十 一	階数	地上 階	延床面積	百 十 千 百 十 十 一		地下 階	構造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄骨コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリート造 5.木造 6.その他 (数字に をつける) 1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 (数字に をつける) 4.店舗 5.工場 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他		
建築面積	百 十 千 百 十 十 一	階数	地上 階																		
延床面積	百 十 千 百 十 十 一		地下 階																		
構造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄骨コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリート造 5.木造 6.その他 (数字に をつける) 1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 (数字に をつける) 4.店舗 5.工場 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他																				

## 2. 建設資材利用計画(実施)

注:コード\*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

分類	建設資材 (新材を含む)				再生資材の供給元 (再生資材を利用した場合に記入してください)				再生資源利用率 B/A x 100 %		
	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所		再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量 (B) (注1)
特定建設資材	コンクリート			トン						トン	%
				トン						トン	%
				トン						トン	%
	合計			トン						トン	%
木材	及び鉄から成る建設資材			トン						トン	%
				トン						トン	%
				トン						トン	%
	合計			トン						トン	%
アスファルト混合物				トン						トン	%
				トン						トン	%
				トン						トン	%
	合計			トン						トン	%
土砂				縮めm <sup>3</sup>						縮めm <sup>3</sup>	%
				縮めm <sup>3</sup>						縮めm <sup>3</sup>	%
				縮めm <sup>3</sup>						縮めm <sup>3</sup>	%
	合計			縮めm <sup>3</sup>						縮めm <sup>3</sup>	%
その他の建設資材	砕石			m <sup>3</sup>						m <sup>3</sup>	%
				m <sup>3</sup>						m <sup>3</sup>	%
				m <sup>3</sup>						m <sup>3</sup>	%
	合計			m <sup>3</sup>						m <sup>3</sup>	%
その他(再生資材のみ記入)				トン						トン	%
				トン						トン	%
				トン						トン	%
	合計			トン						トン	%

**コード\*5**  
 コンクリートについて  
 1.生コン 2.無筋コンクリート二次製品 3.その他  
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
 1.有筋コンクリート二次製品 2.その他  
 木材について  
 1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード  
 アスファルト混合物について  
 1.粗粒度アスコン  
 2.密粒度アスコン (開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)  
 3.細粒度アスコン 4.アスファルトモルタル  
 5.加熱アスファルト安定処理路盤材  
 土砂について  
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
 4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土  
 7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂  
 9.山砂、山土等の購入土、採取土  
 砕石について  
 1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.縮さい 4.単粒度砕石  
 5.くり石、削くり石 6.その他  
 その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

**コード\*6**  
 アスファルト混合物について  
 1.表面 2.基層  
 3.上層路盤 4.歩道  
 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
 土砂について  
 1.道路路床 2.路床 3.河川築堤  
 4.構造物等の裏込材、埋戻し用  
 5.毛地造成用 6.水面埋立用  
 7.ほ場整備(農地整備)  
 8.その他(具体的に記入)  
 砕石について  
 1.舗装の下層路盤材  
 2.舗装の上層路盤材  
 3.構造物の裏込材、基礎材  
 4.その他(具体的に記入)  
 その他について(利用用途を具体的に記入)

**コード\*7**  
 再生資材の供給元について  
 1.現場内利用  
 2.他の工事現場(陸上)  
 3.他の工事現場(海上)  
 4.再資源化施設  
 5.ストックヤード  
 6.その他

**コード\*8**  
 施工条件について  
 1.再生資材の利用の指示あり  
 2.再生資材の利用の指示なし

**コード\*9**  
 コンクリートについて  
 1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製品 3.その他  
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
 1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他  
 木材について  
 1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード  
 アスファルト混合物について  
 1.再生粗粒度アスコン  
 2.再生密粒度アスコン (開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)  
 3.再生細粒度アスコン 4.再生アスファルトモルタル  
 5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材  
 土砂について  
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
 4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土  
 7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂  
 9.山砂、山土等の購入土、採取土  
 砕石について  
 1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.縮さい  
 4.その他  
 その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1:再生資材利用量について  
 アスファルト混合物等で、利用した再生資材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

# 様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

## 2. 建設副産物搬出計画(実施)

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード\*14(コード\*13で7内陸処分場を選択した場合のみ記入)

1.山砂利等採取跡地 2.処分場の増土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + +	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 (%)
		用途 コード*10	利用量	増減内 改良分	減量化 減量化量	搬出先名称 3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに 付けて下さい	施工条件の 内容 コード*12	搬出先場所	住所コード *4	搬出先 の種類 コード*13	搬出先 の用途 コード*14	現場外搬出量	増減内 改良分	再生資源 利用促進率 (注2)	
特定建設副産物	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	建設発生木材 (木材が廃棄物 になったもの)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	アスファルト コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
建設副産物	建設発生木材 (伐木材、除根材 など)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	建設混合産業物	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
建設副産物	金属(ず)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	廃プラスチック	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	紙(ず)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
建設副産物	アスベスト (飛散性)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	その他の分別さ れた産業物	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					トン	トン	トン	%	
	第一種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設副産物	第二種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第四種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設副産物	浚渫土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	

コード\*10  
1.路盤材 2.裏込材  
3.埋戻し材  
4.その他(具体的に記入)

コード\*11  
1.焼却 2.脱水  
3.天日乾燥  
4.その他(具体的に記入)

コード\*12  
施工条件について  
1.A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2.B指定処分(もしくは準指定処分)  
発注時には指定されていないが  
発注後に設計変更し指定処分とされたもの  
3.自由処分

コード\*13(詳細は「表-4.参照のこと」)  
再生資源利用促進  
(再生利用された場合)  
1.他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)  
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)  
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、  
代金を得た場合)  
4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている  
場合)  
5.海面埋立事業(海岸、海浜事業含む)

最終処分場・その他  
(処分された場合)  
6.最終処分場(海面処分場)  
7.最終処分場(内陸処分場)  
8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)  
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間  
処理施設  
10.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進率について  
現場外搬出量のうち、搬出先の種類  
(コード\*13)が1.-5.の合計



建設廃棄物処理計画書

会社名：  
作成年月日：平成 年 月 日

工事名		発注者		責任者	
工事場所		工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	請負額	

1. 工事概要

工事種別		工事概要等		施工条件の内容		特別管理廃棄物	有・無
------	--	-------	--	---------	--	---------	-----

2. 処理計画(1) 発生と処理

建設廃棄物の種類	発生		現場内利用等		搬出量(D) (A)-(B)-(C)	搬出時期	(D)の処理法別内訳			処理形態の別
	発生量(A)	発生工種	利用量(B)	減量化量(C)			再生利用量	中間処理量	最終処分量	
単品	コンクリート塊	t	t	t	t	年 月 ~ 年 月	t	t	t	自己・委託
	アスファルト・コンクリート塊	t	t	t	t	年 月 ~ 年 月	t	t	t	自己・委託
	建設発生木材	t	t	t	t	年 月 ~ 年 月	t	t	t	自己・委託
	建設汚泥	t	t	t	t	年 月 ~ 年 月	t	t	t	自己・委託
		t	t	t	t	年 月 ~ 年 月	t	t	t	自己・委託
混合	安定型処分品目のみ	t	t	t	t	年 月 ~ 年 月	t	t	t	自己・委託
	管理型処分品目混合	t	t	t	t	年 月 ~ 年 月	t	t	t	自己・委託

3. 処理計画(2) 処理形態が委託の場合に記入

建設廃棄物の種類	積替・保管の有無	委託業者名及び処理場所											
		収集運搬業者名	積替・保管施設		2次収集運搬業者名	再生利用施設		中間処理施設		最終処分場			
			場所	業者名		場所	業者名	場所	業者名	場所	業者名		
単品	コンクリート塊	有・無											
	アスファルト・コンクリート塊												
	建設発生木材												
	建設汚泥												
混合	安定型処分品目のみ												
	管理型処分品目混合												

4. その他廃棄物に関する特記事項

(1) 現場内の分別・破碎に関する事項	(2) 現場内の減量化・再生利用に関する事項	(3) 再生利用・中間処理に関する事項	(4) 周辺の環境保全に関する事項	(5) 近傍の処理施設等の状況

# 通 知 書

平成 年 月 日

知事  
市長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。  
記

連絡先	所属名		
	担当者職氏名		
	電話番号	- -	(内線 )
工事内容	工事の名称		
	工事の場所	島根県	市 郡 町 村 大字 地内
	工事の概要	工事の種類 建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( )注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m <sup>2</sup> 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m <sup>2</sup> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____ 万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____ 万円(税込)	
		特定建設資材利用量	特定建設資材廃棄物量
		コンクリート _____ トン 木 材 _____ トン アスファルト混合物 _____ トン	コンクリート塊 _____ トン 建設発生木材 _____ トン アスファルト・コンクリート塊 _____ トン
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事着手予定日: 平成 年 月 日	
請負者	会社名		
	所在地	〒	
	電話番号	- -	(内線 ) F A X - -

受付番号: \_\_\_\_\_

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例: 舗装、築堤、土地改良等)

欄には、該当個所に「レ」を付すること。

## リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)

### 1. 事業(工事)概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

### 2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用	再生材利用 可能量	新材利用 可能量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備 考
土 砂	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン		
アスファルト混合 物	トン	トン	トン	トン		
	トン	トン	トン	トン		

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する

### 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発 生 量	現場内利用 可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施 設への搬出 可能量	最終処分量	現場内 利用率 ( / × 100)	備 考
建設発生土	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	/	地山 m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	/	%	
アスファルト・コンクリート 塊	トン	トン	トン	トン	/	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	/	%	
取りこわし建物	件	/	/	/	/	/	

地図、航空写真、踏査等から検討する。

利用可能量等は、現時点で算出可能のものとする。

建設副産物の搬出計画については、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

## リサイクル計画書(詳細設計)

### 1. 事業(工事)概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

### 2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用	再生材利用 可能量	新材利用 可能量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備考
土 砂	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン		
アスファルト混合 物	トン	トン	トン	トン		
	トン	トン	トン	トン		

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する

### 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用 可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施 設への搬出 可能量	最終処分量	現場内 利用率 ( / × 100)	備考
建設 発生 土	第1種建設発生土	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
	第2種建設発生土	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
	第3種建設発生土	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
	第4種建設発生土	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
	泥土(浚渫土)	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
	合計	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする。)

第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準じるもの。

第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準じるもの。

第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるもの。」

第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準じるもの。

汚泥(浚渫土)・・・浚渫土のうち概ねq<sub>c</sub>2以下のもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

利用可能量は、現時点で算出可能のものとする。

建設副産物の搬出計画については、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

平成 年 月 日

甲 印

乙 印

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の 排出を予定 している工 事 (甲発注)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担 当 者	部課係名		
		担当者名		
		連絡先		
建設汚泥処 理土の利用 を予定して いる工事 (乙発注)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担 当 者	部課係名		
		担当者名		
		連絡先		
工事間利用 の概要	工事間利用	排出予定量	m <sup>3</sup> t	
		予定量	利用予定量	m <sup>3</sup> t
	排出予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	利用予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	利用用途			
	処理土の品質			

工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に係る分のみである。

建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

1. 建設発生土の利用

本工事に使用する土砂は、下記の工事あるいはストックヤードからの建設発生土を利用するものとする。  
なお、搬出側工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。  
記

- 1) 工事(ストックヤード)名 : .....
- 2) 工事(ストックヤード)場所 : .....
- 3) 土 量 : ..... m<sup>3</sup>、土 質 : .....、運搬距離 : ..... km
- 4) 搬出予定時期 : .....
- 5) 請負者(ストックヤード管理者) : .....  
担当者名 .....、TEL( ) - .....
- 6) 留意事項 : .....

2. 建設発生土の搬出:工事間流用【指定処分(A)】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分(A)として下記工事へ流用するものとする。  
なお、流用先の工事等のやむを得ない理由により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。  
記

- 1) 工 事 名 : .....
- 2) 工 事 場 所 : .....
- 3) 土 量 : ..... m<sup>3</sup>、土 質 : .....、運搬距離 : ..... km
- 4) 受入予定時期 : .....
- 5) 請 負 者 名 : .....  
担当者名 .....、TEL( ) - .....
- 6) 留 意 事 項 : .....

3. 建設発生土の搬出：公用地、受入機関、指定地への流用【指定処分(B・C・D)】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分(B)または指定処分(C)あるいは指定処分(D)として下記受入地へ搬出(又は仮置)するものとする。

記

- 1) 受入地名称 : .....
- 2) 受入場所 : .....
- 3) 土 量 : ..... m<sup>3</sup>、土 質 : .....、運搬距離 : ..... km
- 4) 留意事項 : .....

4. 建設発生土の搬出：受入地への流用【指定処分（E）】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分（E）として以下の要件を満たす受入地において有効利用を図るものとし、下記により搬出するものとする。

（要件）

- ア 関係法令等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われること。
- イ 建設資材等として有効利用するものであること。
- ウ 妥当な跡地利用計画があること。
- エ 里山等の自然環境を損なうものでないこと。
- オ 安全管理や環境配慮等が十分になされていること。
- カ 周辺住民の苦情等がないこと。
- キ その他、必要な要件が整っていること。

記

1) 土 量： m<sup>3</sup>、土 質： 、運搬距離： km

2) 留 意 事 項：

また、事前に「建設発生土受入地届」を監督員に提出し、確認を受ける。

なお、運搬距離等に変更が生じた場合の手続きは監督員の指示による。

)

指定処分については、（A）～（E）のうち該当するタイプを明示すること。

指定処分（A）：工事間利用による処分方法

指定処分（B）：公用地等に仮置きする処分方法

指定処分（C）：公的な残土受入機関へ搬出する処分方法

指定処分（D）：発注者が指定する受入地へ搬出する処分方法

指定処分（E）：請負者が確保する受入地へ搬出する処分方法

# 建設発生土受入地届

平成 年 月 日

(発注者)

様

請負者 住所  
氏名

建設発生土の処分地について下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 工 事 名 : \_\_\_\_\_
- 2 工 事 場 所 : \_\_\_\_\_
- 3 受 入 所 在 地 : \_\_\_\_\_
- 4 現 況 地 目 : \_\_\_\_\_
- 5 土 地 所 有 者 : \_\_\_\_\_
- 6 土地利用責任者 : \_\_\_\_\_
- 7 建設発生土の利用用途 : \_\_\_\_\_
- 8 跡地利用計画等 : \_\_\_\_\_

添付書類

- ・運搬ルート図
- ・受入地の状況写真
- ・土地所有者の承諾書
- ・関係法令の許可証の写し（許可手続きが必要な場合）



## 建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1. 建設廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づいて行うこと。
2. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託し、書面で委託契約を締結すること。  
また、工事完成時に委託契約書の写しを提出すること。
3. 建設廃棄物が適正に処理されたことをマニフェストにより確認し、処理完了後に廃棄物処理法で義務付けられるマニフェスト（D票及びE票）の写しを提出すること。
4. 請負者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5. 建設廃棄物に処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6. 本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。
  - 1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊  
工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出すること。
  - 2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）  
工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から 50 km の範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の 及び の条件 を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。  
工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合  
縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
  - 3) 建設汚泥  
建設汚泥を改良処理し現場内利用及び工事中間利用する場合は、別記 1 1 建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書によるが、中間処理（脱水等の縮減）～最終処分場に搬出する場合は本特記仕様書 7 による。
7. 本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。  
なお、下表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、請負者の責による場合はこの限りではない。

## 廃棄物処理施設

建設副産物の種類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥 (中間処理・最終処分)	その他 ( )
受入れ場所					
受入れ時間帯	時 分 ～ 時 分迄	時 分 ～ 時 分迄	時 分 ～ 時 分迄	時 分 ～ 時 分迄	時 分 ～ 時 分迄
受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいます。				
仮置き等					
受け入れ条件	最大粒径 cm程度	最大粒径 cm程度			
備考					

## 8. 建設発生木材の運搬処理について

### 運搬処理計画について

本工事に伴い発生する木材（伐木・徐根材を含む）の運搬処理は、ダンプトラック $\square$ t $\square$ 台により運搬し、処理量 $\square$ m<sup>3</sup>(t)とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。

このため、請負者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。但し、請負者の責による場合はこの限りではない。

また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

### 運搬処理の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出は、適宜荷姿の写真を撮影し、管理資料として添付すること。

荷姿撮影は荷台上で3断面計測を行い、1台当たりの搬出量を確認できるものとし、測定の結果から平均断面法により1台当たりの積載量を算出、これにより全体搬出実績の集計表を作成し、搬出検収量としてマニフェストの写しと共に管理資料へ添付すること。

## 再生資材等の使用に関する特記仕様書

1. 請負者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

砕石・アスファルトコンクリート・改良土

資 材 名	規 格	使 用 箇 所	備 考
再生クラッシャーラン	R C -		
再生コンクリート砂	R S		
再生密粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 13mm・20mm		
再生粗粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生改質アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生アスファルト安定処理			
改良土	第 種改良土		

植生基盤材

- 1チップ吹付工法による場合

資 材 名	配 合 (1m <sup>3</sup> 当り)				使 用 箇 所
リサイクルチップ による植生基盤材					

- 2チップ吹付工法以外の植生基材吹付工法による場合

植生基材吹付工の植生基盤材については、原則として廃木材などの廃棄物を利用したリサイクル製品を使用すること。

2. 使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、アスファルト舗装要綱及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。
3. 工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議すること。
4. 再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、10～40%とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けること。
5. 再生コンクリート砂は、細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。
6. 植生基材吹付工に使用する基盤材は、建設発生木材のチップ化等による有機質系のもの、又は無機質＋有機質系のものとし、材料の混合は、生育基盤材、肥料、接合剤、種子、水等を混合投入し、十分練り混ぜること。

別紙 4

再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の該当工事

1. 「ラージリサイクル法」により再生資源利用促進計画の作成が義務づけられている工事は下表のとおり。

再生資源利用促進計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
<p>次の各号のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事。</p> <p>1. 建設発生土..... 1,000m<sup>3</sup> 以上</p> <p>2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材</p> <p>...合計 200t 以上</p>	<p>1. 指定副産物の種類ごとの搬出量。</p> <p>2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場への搬出量。</p> <p>3. その他の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項。</p>

2. 「ラージリサイクル法」により再生資源利用計画の作成が義務づけられている工事は下表のとおり。

再生資源利用計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
<p>次の各号のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事。</p> <p>1. 土砂..... 1,000m<sup>3</sup> 以上</p> <p>2. 砕石..... 500t 以上</p> <p>3. 加熱アスファルト混合物 ..... 200t 以上</p>	<p>1. 建設資材ごとの利用量。</p> <p>2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量。</p> <p>3. その他再生資源の利用に関する事項。</p>

## 建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 分別解体等の方法

	作業内容( )	分別解体等の方法( )
作業内容及び解体方法	コンクリートの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	アスファルトの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	木材の撤去処分 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

当てはまる に「レ」印を記入。

## 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	アスファルトコンクリート	木 材
施設の名称			
所 在 地			
受 入 時 間			
仮 置 き 等			
受 入 条 件	最大粒径      cm程度	最大粒径      cm程度	
備 考			

上記 については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。  
 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
- ・再資源化等が完了した年月日
  - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化等に要した費用

## 再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

### 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_万円

### 建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書

1. 請負者は、設計図書に示された工法、建設汚泥の再生利用方法等について契約後速やかにその内容を確認し、より適切な方法があれば発注者に代替案を示すなど、発生抑制、再生利用促進に向けた積極的な取組に努めること。
2. 産業廃棄物たる建設汚泥の処理を他の者に委託する際には、適正な処理業者との契約に努めるなど、建設汚泥の適正処理に努めること。
3. 建設汚泥を請負者が自ら利用する場合は、「建設汚泥再生利用計画書」(様式 - 1)を作成し、工事着手前に提出すること。
4. 請負者は建設汚泥処理土の品質確認は締固めた土のコーン指数試験(JISA1228 に準拠)(参考 - 1)を行い、試験後速やかに結果を監督職員に提出すること。
5. 請負者は建設汚泥処理土が生活環境保全上の基準を満たしているかを確認するため分析調査(別紙 - 1)を行い、証明書等を調査後速やかに監督職員に提出すること。生活環境保全安全上の基準については、環境基本法に基づく土壤環境基準(溶出量基準)に加えて有害物の含有量を基準とし、含有量基準は土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に準ずるものとする。この基準に適合しない場合工事利用せず、その扱いについては、監督職員が指示する。
6. 建設汚泥を再資源化施設で製品として再生し売却する場合または、最終処分場に搬出する場合には、適正に処理されたことをマニフェストにより確認し、処理完了後に廃棄物処理法で義務付けられるマニフェスト(D票及びE票)の写しを提出すること。
7. 「自ら利用」、「再生利用指定制度」を活用する場合、マニフェストは不要であるが、各処理過程で確実に処理されたことを確認するため、「建設汚泥リサイクル伝票」(様式 - 2)を請負者は作成し、工事完成時に提出すること。
8. 建設汚泥が最終的に適切に処理されたことを確認するため、「建設汚泥再資源化等実績書」(様式 - 3)を請負者は作成し、処理後ただちに提出すること。処理を委託した場合には、委託した業者との契約書の写しを併せて提出すること。

9. 建設汚泥の処理及び利用については次のとおり指定し、改良方法は別に定める。

(1) 建設汚泥処理土の現場内利用:(現場内で改良処理する場合)

本工事に伴い発生する建設汚泥は、現場内で改良処理し下記の用途に利用する。

記

- 1) 利用用途 : -----
- 2) 処理土利用量 : ----- m<sup>3</sup>
- 3) 品質区分 : ----- (第 種)処理土
- 4) 品質基準 : ----- コーン指数 KN/m<sup>2</sup>以上
- 5) 留意事項 : -----

(2) 建設汚泥処理土の工事間流用:(現場内改良~他工事現場搬出)

本工事に伴い発生する建設汚泥は、本工事で改良処理(現場内)した後、下記工事へ流用する。

記

- 1) 処理土搬出量 : ----- m<sup>3</sup>
- 2) 品質区分 : ----- (第 種)処理土
- 3) 品質基準 : ----- コーン指数 KN/m<sup>2</sup>以上

- 4) 現場間の運搬： 本工事で運搬  
 -----  
 5) 運搬距離： km  
 -----  
 6) 受入予定時期：  
 -----  
 7) 工事名(受入先)：  
 -----  
 8) 工事場所(受入先)：  
 -----  
 9) 請負者名(受入先)：  
 -----  
 担当者名、TEL( ) -  
 -----  
 10) 留意事項：  
 -----  
 -----

**( 3 ) 建設汚泥処理土の工事間流用：(他工事から改良処理土を受け入れる場合)**

本工事の下記に示す用途においては、下記の工事からの建設汚泥処理土を利用する。  
 記

- 1) 利用用途：  
 -----  
 2) 処理土搬入量： m<sup>3</sup>  
 -----  
 3) 品質区分： (第 種)処理土  
 -----  
 4) 品質基準： コーン指数 KN/m<sup>2</sup>以上  
 -----  
 5) 現場間の運搬： 搬出元が運搬  
 -----  
 6) 搬出予定時期：  
 -----  
 7) 工事名(搬出元)：  
 -----  
 8) 工事場所(搬出元)：  
 -----  
 9) 請負者(搬出元)：  
 -----  
 担当者名、TEL( ) -  
 -----  
 10) 留意事項：  
 -----  
 -----

**( 4 ) 建設汚泥処理土の現場内利用：(再資源化施設を活用する場合)**

本工事に伴い発生する汚泥は、本工事で改良処理(再資源化施設)した後、現場内利用する。  
 記

- 1) 利用用途：  
 -----  
 2) 建設汚泥搬出量： t  
 -----  
 3) 処理土(搬入)利用量： m<sup>3</sup>  
 -----  
 4) 品質区分： (第 種)処理土  
 -----  
 5) 品質基準： コーン指数 KN/m<sup>2</sup>以上  
 -----  
 6) 再資源化施設名：  
 -----  
 7) 再資源化施設場所：  
 -----  
 8) 発生現場～再資源化施設までの運搬距離： km  
 -----  
 9) 再資源化施設～利用現場までの運搬距離： km  
 -----  
 10) 留意事項：  
 -----  
 -----

**( 5 ) 建設汚泥処理土の工事間流用：(現場～再資源化施設～受入現場)**

本工事に伴い発生する汚泥は、本工事で改良処理(再資源化施設)した後、下記工事へ流用する。  
 記

- 1) 建設汚泥搬出量(本工事現場～施設)： t  
 -----  
 2) 処理土搬出量(施設～受入工事現場)： m<sup>3</sup>  
 -----  
 3) 品質区分： (第 種)処理土  
 -----  
 4) 品質基準： コーン指数 KN/m<sup>2</sup>以上  
 -----  
 5) 再資源化施設名：  
 -----  
 6) 再資源化施設場所：  
 -----  
 7) 本工事現場～再資源化施設までの運搬距離： km  
 -----  
 8) 再資源化施設～受入工事現場までの運搬距離： km  
 -----  
 -----



- 9) 現場間の運搬： 本工事で運搬  
 -----  
 10) 受入予定時期：  
 -----  
 11) 工事名（受入先）：  
 -----  
 12) 工事場所（受入先）：  
 -----  
 13) 請負者名（受入先）：  
 -----  
 担当者名、TEL( ) -  
 -----  
 14) 留意事項：  
 -----

(6) 建設発汚泥処理土の工事間流用：(発生現場～再資源化施設～現場)

本工事の下記に示す用途においては、下記の工事で改良処理（再資源化施設）した建設汚泥処理土を利用する。

記

- 1) 利用用途：  
 -----  
 2) 処理土搬入量： m<sup>3</sup>  
 -----  
 3) 品質区分： (第 種) 処理土  
 -----  
 4) 品質基準： コーン指数 KN/m<sup>2</sup>以上  
 -----  
 5) 再資源化施設名：  
 -----  
 6) 再資源化施設場所：  
 -----  
 7) 再資源化施設からの運搬： 搬出元が運搬  
 -----  
 8) 受入予定時期：  
 -----  
 9) 工事名（搬出元）：  
 -----  
 10) 工事場所（搬出元）：  
 -----  
 11) 請負者名（搬出元）：  
 -----  
 担当者名、TEL( ) -  
 -----  
 12) 留意事項：  
 -----  
 -----

(様式 - 1)

建設汚泥再生利用計画書 (自ら利用)

作成日 平成 年 月 日

排出事業者	会社名		
	所在地		
	担当	部課係名	
		担当者名	
者	連絡先		
発注工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注機関名		
	発生予定量		m <sup>3</sup> t
	発生予定時期		
利用工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注機関名		
	利用予定量		m <sup>3</sup> t
	利用予定時期		
処理の概要	中間処理の場所・方法		
	再生品の品質		
	収集運搬の委託先		

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン			

発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること。

発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである。

(様式 - 2)

建設汚泥リサイクル伝票

伝票N O. \_\_\_\_\_

発 生 側 工 事	工事件名			
	工事場所			
	請負社名			
	所在地			
	担当者名			
	連絡先			
運搬数量・性状		m 3 t	処理前	処理後
運 搬 者	会社名			
	所在地			
	連絡先			
	車両番号、車種			
	運搬者名			
中 間 処 理 者	施設等名			
	施設場所			
	会社名			
	所在地			
	連絡先			
	担当者名			
中間処理方法				
再生品品質				
再生品数量		m 3 t		
最 終 搬 出 先	施設等名			
	施設場所			
	会社名			
	所在地			
	連絡先			
	担当者名			

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン				
日付				

(様式 - 3)

### 建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事	
会社名		工事件名	
所在地		工事場所	
部課係名		工事概要	
担当者名		発注機関名	
連絡先		発生量	
		発生時期	
中間処理する場所		施設名称	
会社名		担当者名	
中間処理方法		連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量		搬出量	
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量		搬出量	
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること。

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること。

最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。

また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(参考 - 1)

## 建設汚泥処理土の品質区分基準

(1) 品質基準および確認方法

品質区分

建設汚泥処理土（建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を行い、その性状を改良したもの）を土質材料として利用する場合の品質区分は原則としてコーン指数を指標とし、表 - 1 に示す品質区分とする。

表 - 1 建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値

区分	基準値 コーン指数 1、2 qc(KN/m <sup>2</sup> )	備考
第1種処理土	-	固結強度が高く礫、砂状を呈するもの
第2種処理土	800以上	
第3種処理土	400以上	
第4種処理土	200以上	

1 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（参考表 - 1 参照）

2 スラリー化安定処理土の指標は、7日後の一軸圧縮強さとする。

品質区分判定のための確認方法

建設汚泥処理土の品質確認にあたっては、利用用途ごとに設計図書で規定された要求区分への適合等を確認するものとする。なお、第2種から第4種処理土の品質判定のための試験は表 - 2 に示す方法で行うことを標準とする。

表 - 2 建設汚泥処理土の品質判定のための調査試験方法

判定指標	試験項目	試験方法	
コーン指数	締め固めた土のコーン指数試験	JISA1228 に準拠	1日の処理量が200m <sup>3</sup> を超える場合、200m <sup>3</sup> ごとに1回、200m <sup>3</sup> 以下の場合、1日に1回

試料は処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたものとする。

参考表 - 1 建設汚泥処理度のコーン指数(qc)の試験方法

供試体の作成	試料	処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたもの <sup>1</sup>
	モールド	内径100 ± 0.4mm 容量1,000 ± 12cm <sup>3</sup>
	ランマー	質量2.5 ± 0.01kg
測定	突き固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30 ± 0.15cmの高さから25回突き固める
	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24cm <sup>2</sup> 先端角度30度のもの
計	貫入速度	約1 cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める
算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均した、平均貫入力を求める
	コーン指数(qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積3.24cm <sup>2</sup> で除する。

1 JISA1228の土質試験方法と異なるので注意

(別紙 - 1)

## 土壌分析調査及び環境基本法に基づく土壌環境基準について

1. 建設汚泥処理土が生活環境保全上の基準を満たしているかを確認するため分析調査を要する物質名と土壌環境基準等は以下のとおりである。

調査物質名 (特定有害物質名) 1	土壌溶出量基準 2	土壌含有量基準 2
カドミウム及び その化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下である こと	土壌 1kg につき 150mg 以下である こと
六価クロム化合物	検液 1L につき 0.05mg 以下である こと	土壌 1kg につき 250mg 以下である こと
シアン化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアンとして土壌 1kg につ き 50mg 以下であること
水銀及びその化合 物	検液 1L につき 0.0005mg 以下である こと	土壌 1kg につき 15mg 以下である こと
うちアルキル水銀	検液中に検出されないこと	
セレン及びその化合 物	検液 1L につき 0.01mg 以下である こと	土壌 1kg につき 150mg 以下である こと
鉛及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下である こと	土壌 1kg につき 150mg 以下である こと
砒素及びその化合 物	検液 1L につき 0.01mg 以下である こと	土壌 1kg につき 150mg 以下である こと
ふっ素及びその化合 物	検液 1L につき 0.8mg 以下であるこ と	土壌 1kg につき 4000mg 以下で あること
ほう素及びその化合 物	検液 1L につき 1mg 以下であること	土壌 1kg につき 4000mg 以下で あること

1 特定有害物質 (第2種特定有害物質)・・・ 土壌汚染対策法第2条による。

2 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準・・・ 土壌汚染対策法第5条による。

2. 土壌溶出量調査に係る測定方法は、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号による。

3. 土壌含有量調査に係る測定方法は、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号による。